

特例子会社・事業協同組合 設立等助成金のご案内

兵庫県 / (一財) 兵庫県雇用開発協会

障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用義務は各事業主様ごとに課されています。平成30年度から障害者法定雇用率が2.2%に引き上げられたところですが、遅くとも33年度までには更に0.1%の引き上げが行われる予定です。

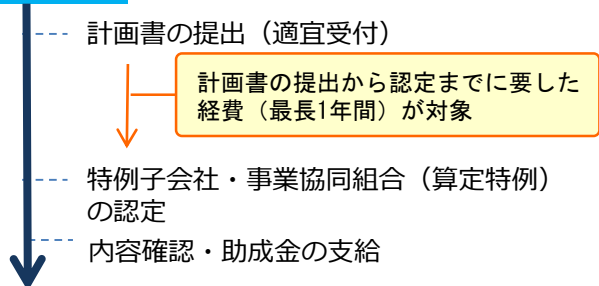
この機会に、障害者の雇用促進や職域拡大に有効な特例子会社や事業協同組合の設立を検討してみませんか。兵庫県及び(一財)兵庫県雇用開発協会では、平成26年度から設立等のための助成金制度を設け、事業主の皆様を応援しています。



I 特例子会社・事業協同組合設立助成

これから兵庫県内に特例子会社や事業協同組合(算定特例)を設立し、障害者雇用を進めていこうとする事業主様に、施設・設備整備等に要した経費を助成します。

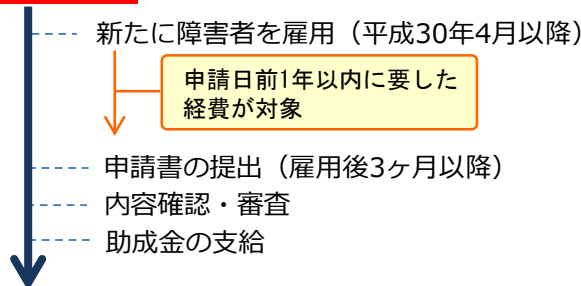
助成の流れ



II 特例子会社・事業協同組合による・雇用拡大助成

兵庫県内で特例子会社や事業協同組合(算定特例)が、新たに障害者を雇用した場合に要した経費全般を助成します。

助成の流れ



| | 特例子会社設立助成 | 事業協同組合設立助成 | 雇用拡大助成 | |
|-------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 条件 | 兵庫県内に特例子会社を設立し、認定を受けること | 兵庫県内に事業協同組合(算定特例)を設立または認定を受けること | 障害者を新たに雇用すること | 重度身体・知的障害者、精神障害者を雇用すること |
| 対象 | 中堅企業・中小企業 ※中堅企業=資本金10億円未満 | 中小企業 | 兵庫県内の特例子会社(支店含む)・事業協同組合(算定特例) | |
| 助成率 | 1/2 | 2/3 | 1/2 | |
| 助成上限額 | 5,000千円 | 5,000千円 | 1人目の雇用/1,000千円 2人目以降の雇用/100千円 | 1人目の雇用/2,000千円 2人目以降の雇用/500千円 |
| 助成可能枠 | 2件程度 | 1件程度 | 30件程度 | |
| 決定方式 | 先着優先型 | 先着優先型 | 審査の上決定 | |
| 対象経費 | 施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等 | 施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等 | 施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等 | |

※他にも要件等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせは
こちらまで

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階 TEL: 078-362-6583